

<開設者が法人の場合>

獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和7年12月1日

(宛先)

埼玉県知事

開設者住所 さいたま市北区別所町〇〇-1

開設者氏名又は名称 株式会社チューオー

代表取締役 埼玉 幸子

開設者が獣医師で (ある・ない)

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

1 診療施設の名称 : 中央動物病院

2 開設の場所 : さいたま市北区別所町〇〇-1

3 診療の業務の種類 : 診療の主たる対象 (産業動物・小動物・その他 ())
専ら往診診療者であるか (ある・ない)

4 開設年月日 : 令和7年11月30日

5 管理者 (獣医師)

(1) 開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか (兼ねる・兼ねない)

(2) (1)が兼ねない場合 管理者の氏名 : 埼玉 幸子

管理者の住所 : さいたま市浦和区高砂3-〇〇-1

6 診療業務を行う獣医師 (管理者も含む)

(1) 氏 名 : 埼玉 幸子 浦和 太郎

(2) 獣医師免許証番号 : 〇〇〇〇〇 △△△△△

(3) 免許証取得年月日 : 平成〇年4月1日 令和△年4月1日

7 診療施設の構造設備 (エックス線施設関係を含む) の概要及び平面図 : 別紙

8 開設者が法人である場合にあっては定款 : (別添・該当なし)

9 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況

(1) 兼務の有無 : (兼務なし・兼務あり (その者の氏名 :))

(2) 兼務施設の施設名 :

(3) 兼務施設の所在地 :

(4) 兼務施設での管理日時

法人の場合は「獣医師
でない」になります

法人の場合は「兼ねない」
になります